

福山メモリアルパーク・アイススケート場における売店の出店募集要項

1 募集の趣旨等

(1) 目的

本事業は、福山メモリアルパークの利用促進、利用者の利便性の向上を図ることを目的に福山メモリアルパーク・アイススケート場に売店ブースを設置し、飲食サービスを導入するものです。

2 募集概要

(1) 募集場所

福山メモリアルパーク・アイススケート場

福山市東深津町三丁目15番1号

売店ブース（22㎡）

※売店設備等の詳細については、設備事前確認期間に必ず来園し、直接、現場を確認してください。（申し訳ございませんが電話等でのお問い合わせはご遠慮ください。）

＜福山メモリアルパークのコンセプト＞

福山メモリアルパークは、市民が集い、健康づくり、子育て世代や周辺住民の憩い・散策の場を提供する遊園地と公園を有する施設として整備され、夏はプール、冬はアイススケート場として賑わっています。

(2) 期間及び営業時間

期 間：2025年(令和7年)11月29日(土)～2026年(令和8年)2月23日(月祝)

- ・原則として、土曜日、日曜日、祝日、1月2日・3日を出店すること。
(天候不良などにより、出店者の責任によらず営業できない場合を除く)

営業可能時間：午前10時から午後7時30分まで

- ・原則として、1日あたり4時間以上、営業すること

契約の見直し：上記に関わらず、次に掲げる事項に該当する場合、出店者との協議により、契約の期間中であっても内容を見直しすることがあります。

- ・事業者の経営状況が悪化するなど、事業継続が困難と判断される場合
- ・公益上の理由により、公募条件を見直したうえで再公募を行う方がよいと公益財団法人福山市スポーツ協会が判断した場合

(3) 契約形態

賃貸借契約

(4) 出店料

毎月販売した商品の総売上金額の10%（消費税含む）

※ 事前に出店計画書を提出していただきます。

※ 出店料については、翌月の10日までに売上金報告書を添えて福山メモリアルパーク窓口でお支払いいただきます。

3 応募資格

- (1) 広島県内に本社又は支社等があること、又は個人で申し込みをする場合は広島県内に住所を有すること。

- (2) 売店ブースの営業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有する個人、法人、団体の代表者、又はこれらの者と共同で申し込みを行う場合、当該共同事業体の代表者。
- (3) 申請者が次に該当する場合は応募できません。
- ・ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
 - ・ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行っている者（再生手続開始又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）、破産手続き中の者（破産手続き開始の申立てを行っている者）
 - ・ この公募の日から契約締結の日までの間のいずれの日においても、福山市の指名除外措置若しくは指名留保措置又は入札参加資格の取消しを受けている者
 - ・ 福山市に納付すべき市税の滞納がある者
 - ・ 国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がある者
 - ・ 代表者又は自社の役員等が、福山市暴力団排除条例（平成24年条例第10号）第2条第2号又は第3号に該当する者
- (4) 申請者が次に該当する者でなければ申し込みすることができません。
- ・ 福山市保健所の定める営業許可証がある者（営業日までに取得すれば可）
 - ・ 食品衛生責任者等資格を有する者（営業日までに取得すれば可）
 - ・ 生産物賠償責任保険（PL保険）等に参加している者（営業日までに加入すれば可）
 - ・ 福山市保健所が定める、適切な衛生管理と加工（調理等）ができる者

4 出店上の条件等

(1) 出店上の条件について

- ・ 販売員の服装が、福山メモリアルパークの景観と調和していること。
- ・ 福山メモリアルパークでの酒類の販売は行わないこと。
- ・ 公序良俗に反するものを販売しないこと。
- ・ 利用者及び近隣住民の迷惑とならないよう、騒音や振動、異臭等に十分に配慮すること。
- ・ 出店による事故や苦情等のトラブルは、出店者の責任において対処すること。また、出店による事故や苦情等のトラブルが発生した場合は、速やかにその内容を公益財団法人福山市スポーツ協会へ報告すること。
- ・ 適切なおみ処理（残飯類）及び販売後、売店ブース周辺のごみ（包装類）回収を行える者
- ・ 出店により生じたごみ、残飯、排水は、出店者が持ち帰り、適正に処分すること。（利用者が周辺に捨てた包装類等の回収も含む）
- ・ 気象警報発令時は出店できません。
- ・ 出店に伴い、ごみ箱は必ず設置すること。

5 募集の手順等

(1) スケジュール

募集要項の公表	2025年(令和7年)10月27日(月)
応募書類の受付期間	2025年(令和7年)10月27日(月)～同年11月 9日(日)
設備事前確認期間	2025年(令和7年)10月27日(月)～同年11月 9日(日)
応募者の選定	2025年(令和7年)11月10日(月)～同年11月18日(火)
決定通知	2025年(令和7年)11月21日(金)
契約日	2025年(令和7年)11月28日(金)
営業開始	2025年(令和7年)11月29日(土)

(2) 応募方法

①応募期間内に直接、窓口へ必要書類を提出

②簡易書留での必要書類郵送

郵送の場合は、封筒の表左下に赤字で「アイススケート場売店ブース出店申込み」と書き、応募書類をすべて同封して、裏に差出人の郵便番号・住所・名前を明記のうえ、郵便局の窓口で、必ず簡易書留郵便扱いにして提出してください。その際、郵便局で発行される受領証は出店が決定するまで大切に保管しておいてください。

※ 応募書類の受付期間…2025年(令和7年)10月27日(月)～2025年(令和7年)11月9日(日)

(※ 郵送の場合は当日消印まで有効)

○応募先

〒721-0974 福山市東深津町三丁目15番1号 福山メモリアルパーク
公益財団法人福山市スポーツ協会 総務企画課第2課

(3) 応募手続き

〈応募時に提出する書類〉

提出書類名	部数
①出店者登録申請書	1部
②企画提案書	1部
③誓約書	1部
④福山市税の完納証明書(本市に納税義務のある場合のみ)	1部
⑤国に納付すべき消費税及び地方消費税の納税証明書	1部
⑥許可証等取得誓約書(取得予定者のみ)	1部
⑦PL保険証書の写し(未取得の場合は許可証等取得誓約書)	1部
⑧営業許可証の写し(未取得の場合は許可証等取得誓約書)	1部
⑨食品衛生責任者の写し(未取得の場合は許可証等取得誓約書)	1部

〈出店の決定後提出する書類〉

提出書類名	部数
・ 福山市保健所へ提出し、受理された販売に関する書類の写し ・ PL保険証の写し、営業許可証の写し、食品衛生責任者の写し (いずれも未提出者のみ)	1部 各1部

(4) 選定委員

公益財団法人福山市スポーツ協会、福山市、外部有識者等により構成します。

(5) 選定方法

- ・ 参加資格要件等の適否を確認後、選定委員会において採点し、出店者を決定します。
- ・ 同様の販売品目の応募が2者以上あった場合は、当該応募者の中から選定委員会において、1者を選定します。

(6) 審査項目

販売商品（メニュー・単価・見栄え・ターゲット層・販売品目のバランス）、販売商品の福山メモリアルパークイメージとの調和、利用者ニーズ、緊急時の対応、ごみ処理・周辺美化、セールスポイント、情報発信、出店日数、出店時間

(7) 応募に関する留意事項

- ・ 申請内容変更の禁止
受付終了後の申請内容の変更は認めません。
- ・ 虚偽の記載をした場合の取扱い
申込書及び添付書類等に虚偽の記載があった場合は、失格とします。
- ・ 応募書類の取扱い
提出された書類は、理由を問わず、返却いたしません。
- ・ 費用負担
応募に関して必要となる費用は、すべて応募者の負担とします。

6 募集に応募が場合の取り扱い

出店募集に応募がない場合は随時再募集を行います。

※ 募集条件が変更する場合があります。

7 その他

(1) 出店場所について

- ・ 施設を汚したり、壊したりした場合は、復旧していただきます。
 - ・ 電源・ガスの設備やある程度備え付けの備品はありますが、電気・ガスの使用料は出店者で負担してください。（備品の使用料はありません。）
- ※応募までに必ず設備等を確認のうえ、応募してください。

設備事前確認期間…2025年(令和7年)10月27日(月)～2025年(令和7年)11月9日(日)

(2) 消耗品・備品等

- ・ 備え付けの備品以外は貸出をしておりませんので、必要な消耗品・備品等は出店者で準備してください。
- ・ 景観上の理由により、備品によっては持ち込みをお断りする場合があります。

(3) 販売品目及び方法

- ・ 販売する商品の名称、価格がお客様から一目で分かるように、POP等の表示を可能な限り行なってください。価格表示については、法令等に基づく各所定の表示を厳守してください。
- ・ 気持ちの良い挨拶と笑顔を心がけ販売を行なってください。

(4) 禁止事項

- ・ 違法行為、迷惑行為、公序良俗に反する行為、未許可販売、販売権利譲渡など

(5) 注意事項

出店条件、参加資格を踏まえた賃貸借契約を締結します。

出店時に以下の事項を守らない場合は、契約を取消し、退場していただく場合があります。また、

今後公益財団法人福山市スポーツ協会管理施設等での出店をお断りさせていただくことがあります。

- ・ 出店条件、応募資格及び禁止事項を厳守する。
- ・ 食品衛生法などの関係法令を遵守する。
- ・ 販売に際して、原則、食品衛生に関する書類を福山市保健所へ提出し、写しを公益財団法人福山市スポーツ協会へ提出する。(開始1週間前まで)
- ・ 販売にあたり、食品衛生法第54条から56条までの規定により許可を取り消され、その取り消しの日から起算して2年以上経過していること。
- ・ 食品衛生または販売行為に関して保健所の指示は厳守する。
- ・ 販売にあたり、食品衛生法又は同法に基づく処分に違反して刑に処され、その執行が終わり、または執行を受けることがなくなった日から起算して2年以上を経過していること。
- ・ 油成分等の処分については、各自で回収し適正処理をお願いします。(福山メモリアルパークの側溝等には流さないでください。)

(6) 駐車場

福山メモリアルパーク臨時駐車場 約70台

※ 無料

(7) 荒天時の出店判断

- ・ 雨天等出店中止は出店者で判断してください。
- ・ 天候不良により出店を取りやめる場合、必ず前日までにご連絡ください。
- ・ 天候条件に伴う損失補填は行いません。予めご了承ください。

(8) 記録写真等の使用

出店状況の撮影をする場合があります。撮影した写真・動画は、公益財団法人福山市スポーツ協会のHPやSNS、広報誌等で使用する場合がありますので予めご了承ください。

8 問合せ先

公益財団法人福山市スポーツ協会 総務企画課第2課

福山市東深津町三丁目15番1号 福山メモリアルパーク内

電話 084-926-5518 ファクシミリ 084-926-5519

email: memorial-park@city.fukuyama.hiroshima.jp